

国立大学法人群馬大学理事に関する申合せ

	平成16.4.1	制定
改正	平成17.4.1	平成18.4.1
	平成23.4.1	平成27.4.1
	平成28.4.1	平成29.4.1
	令和2.4.1	

第1 理事は、次の各号に掲げる職務をそれぞれ担当する。

- (1) 教育・企画
- (2) 研究
- (3) 総務・財務
- (4) 病院
- (5) 学長特命

第2 理事は、第1の職務を担当するほか、学長が指示する事項を担当する。

2 理事が掌理する業務の内容は、別表のとおりとする。

第3 学長が必要と認めた場合は、第1の職務の担当を弾力的に取り扱う。

第4 第1の第5号の職務を担当する理事は、非常勤とする。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から施行する。

別表

職務	業務の内容
教育・企画	(1) 教育に関する業務 (2) 企画に関する業務 (3) その他前2号に準ずる業務
研究	(1) 研究に関する業務 (2) その他前号に準ずる業務
総務・財務	(1) 総務に関する業務 (2) 財務に関する業務 (3) その他前2号に準ずる業務
病院	医学部附属病院に関する業務
学長特命	男女共同参画及びダイバーシティの推進に関する業務
学長特命	社会貢献に関する業務